



「養育手当」の提案

2



◆可哀想なシンママに  
養育手当を！

筆者は「養育手当」なる新しい手当を会社に提案したいと思っている。対象者は「離婚して、子供と同居しながら養育している正社員」だ。主にシングルマザーをイメージしているが、フリーザーも対象となる。

最近増えているのが離婚である。筆者の周囲では、30代の離婚が多い。結婚して間もないのに離婚という選択肢を選ぶ若い夫婦が少なくない。しかしシングルマザーは、非正規雇用が多く低所得になりやすい。別れた夫は、元妻に養育費を払うべきだが、実際には

それを払わない場合が少なくないそうだ。

子供に罪はないはずだ。親の離婚のおかげで進学できなくなるのは問題だ。

「養育手当」は、家族手当に加えて支給する上乗せ支給することを考えている。養育手当の金額は、1人につき月額1万円ぐらいでいかがだろうか？ 学生であれば22歳まで支給する。

女性社員の勤務する会社には、こんな感じの家族手当があったとする。「配偶者8千円、子供1人につき4千円。ただし税法で定める扶養の範囲内とする。子供は18歳まで」。ここでは仮に「女性社員が結婚して、第1子が誕生して、育児休暇を取

得した後で、離婚した」とする。生計の主体者は夫だったとする。その場合は、女性社員の給与はこんな感じになる。

「離婚前」

家族手当はゼロ（勤務先で家族手当という制度があれば、夫がもらっているかも…）

← 「離婚後」

子供の分（4千円）の家族手当をもらう  
+ 養育手当（1万円）をもらう

◆家族手当も子育て重視型に切り替える

筆者は、養育手当だけ

でなく、家族手当に  
関しても見直しを提案  
したい。筆者の独自  
調査によれば、愛  
知県下の中小企業は、  
8割が家族手当を支  
給している。その基  
準は、こんな感じだ。

配偶者 8千円（扶養  
の範囲内とする）  
子 4千円（第2子ま  
で。18歳まで）

この制度は、女性が専  
業主婦として家庭にいた  
時代のものだから、筆者  
はこんな疑問を感じる。

「イマドキ扶養の範囲  
内で働いて生活できるの  
は一部のエリートのみ。  
その妻はフルタイムで働  
かずに、年金保険料を払  
わずにいられる。夫の会  
社で家族手当をもらえる  
それに対して非エリート  
の妻はフルタイムで働い  
て年金保険料を取られて、  
夫の会社で家族手当を打  
ち切られる」

「イマドキ子供の人数  
は多くないので、人数制

限は要らない。大学進学  
時にオカネが要るのだから、  
18歳で打ち切りにする  
のではなく、大学在学  
中なら22歳まで支給して  
も良い」  
そのようなことを考え  
ると、次のような見直し  
も考えられる。

配偶者 廃止  
子 1万円（人数制限  
無し。在学中は22歳まで）

このように思っていた  
ところ、トヨタ自動車が  
同じような変更をする  
と聞き、意を強くした。

◆家族手当の重要性が  
高まっている！

家族手当は、少子高齢  
化が進む状況下において  
は、まさに今日的な必要  
性は増していると考える  
が、いかがだろうか？  
（株）北見式貨金研究所所  
長、ホワイト企業推進社  
会保険労務士協議会副会  
長）

タイトル・浅井健史  
イラスト・伊藤栄章